

除草作業を依頼される皆様へ（ご案内）

○草刈り作業

草刈り作業において飛石事故が多発しており、安全な作業を実施するため、草刈機をより安全なもの（飛石事故防止用）カルマー草刈機に変えていくことになりました。

カルマー草刈機による作業では、作業時間の延長など、従来に比べ作業料金が高くなります。

また、作業現場の状況により作業ができずお断りする場合がありますので、よろしくご理解をお願いします。

お受けできず お断りする場合

- ・ 1年以上放置し草刈機（飛石事故防止用）が入れない状況
- ・ ゴミ等が散乱、危険な状況
- ・ 湿地帯、急なのり面（坂面）など足場が悪い状況
- ・ 碎石等が敷いてあり飛石の危険性がある場合
- ・ その他困難と判断した場合

○草取り（手取り）作業

草取り（手取り）作業に従事する会員の高齢化、減少により草取り作業を実施できる件数が減少しております。

誠に申し訳ありませんが、令和6年度実施分から年間の受注件数を勘案し、受付件数を制限させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○除草作業にあたって

就業中に暴風警報（特別警報）が発令された場合、南海トラフ地震に関連する情報が発令された場合は、就業を中止させていただきます。

熱中症警戒アラートが発表された場合、屋外作業（草刈・草取・剪定等）は午後の就業を中止させていただく場合があります。